解決事項 (1) 採石工賃ハ従来一才ニ付四戔五里ノ処ニ付トスルコト

(2) 道具類ノ鍛冶修繕料ニトラス代ハ石工側ノ負担ノコト

(3) 石工負傷ノ場合ハ失業扶助法令ニ基ク扶助ハ速急実施困難ニ付事業主及石工側ノ両者ニ於テ救済組合ヲ組織スルコト

(協調會勞働課)